

骨髄移植等の理由で予防接種の再接種が必要になった方へ ～再接種費用の助成をします～

越前町では、骨髄移植や抗がん剤治療などの理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、予防接種を任意で再度接種された場合、その費用を助成します。

【対象となる人】

越前町に住民票があり、次に掲げる要件を全て満たす人。

- (1) 接種済みの定期予防接種の免疫が、骨髄移植等により低下又は消失したため、再接種が必要と医師に判断されていること。
- (2) 予防接種を受ける日において20歳未満の人。
- (3) 令和元年9月1日以降の再接種であること。

【対象となる予防接種の種類】

予防接種法に定められている下記の定期予防接種

B型肝炎、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、
BCG、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症
(一部、接種年齢に上限のある予防接種があります。)

【助成額】

町が指定医療機関に委託している接種料金を上限として助成します。

【手続き方法】

接種前の申請が必要です。

- ① 予防接種を受ける前に、「骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成対象認定申請書（医師記入欄、押印欄あり）」をこども家庭センターに提出します。
(予防接種履歴の確認のため、母子健康手帳をご提示ください)
- ② 助成対象と認定され、町から「骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成対象認定通知書」が届いたら、医療機関で再接種を受けます。このとき、一旦接種費用を全額医療機関にお支払い下さい。
- ③ 再接種が終わったら、「骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成申請書兼請求書」を子ども家庭センターに提出します。（1年以内にお手続きください）
 - ・再接種費用の領収書
 - ・予診票又は再接種の確認ができるものの写し
 - ・助成金を振込む金融機関の通帳をご用意ください。

こども家庭センター（越前町役場内）

電話 0778-34-8821